

エコリーフ文書管理番号：R-05-05
発行：2008(平成 20)年 5 月 1 日

エコリーフ環境ラベルシステム認定規程

社団法人産業環境管理協会

作成	承認

エコリーフ環境ラベルシステム認定規程

(目的)

第1条 エコリーフ環境ラベルを作成する企業等組織の製品環境データ集積システム（以下、「本システム」という）の認定に係る基準、手順等を規定する。

(システム認定審査員の登録申請)

第2条 エコリーフ事業室（以下、「当室」という）は、エコリーフ環境ラベル実施ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）6.1節②に定めるすべての要件を満たし、当室が実施したシステム認定審査員研修を修了した審査員有資格者および同節③.e項に該当する資格再取得者であって、製品環境データ集積システム認定審査員登録証(F-11)によりシステム認定審査員資格登録申請を行った者が、次の1)の条件に適合する場合は、次の2)の手順により資格登録を行うものとする。

1) 当該有資格者が当室の求めに対して、エコリーフ環境ラベルシステム認定審査の業務および/またはシステム認定審査員研修講師の業務を、特別の事情がない限り応じられること。

2) 資格登録が認められた有資格者には、当室は次の手続をとることにより、システム認定審査員としての登録簿に載せるものとする。

① 当該有資格者への登録証（製品環境データ集積システム認定審査員登録証）の交付。

② 当該有資格者へのエコリーフ環境ラベル実施ガイドラインおよび必要な規程並びに倫理規範の配付。

③ 当該有資格者からの前1)に関する請負契約書の提出。

2. システム認定審査員有資格者が、資格を得た時点から2年を経過したのちに登録申請を行う場合は、改めてシステム認定審査員研修を受講しなければならない。

3. システム認定審査員資格登録者は、当室が実施するシステム認定審査員連絡会に出席し、システム認定に係わる研鑽に参加する義務を負うものとする。

(認定要領)

第3条 ガイドライン4.2.1項に定めるシステム認定審査は、製品環境データ集積システム要求事項(F-12)に照合することにより実施するものとする。

2. システム認定審査員は、別途定めるシステム認定審査実施マニュアル(M-02)に従って、前項のシステム認定審査を実施するものとする。

3. システム認定審査員は、前項の審査において、システム認定審査実

施マニュアルにおいて定められているシステム認定審査シートを作成し、システム認定審査結果評定に指摘事項を記載するものとする。システム認定審査員は、このシステム認定審査結果評定をもってシステム認定申請者に指摘事項を提示し、合意を得た上で改善を要求するものとする。なお、システム認定審査員チームは、システム認定審査結果評定を作成するに際して、審査員チーム会議を持たなければならない。

4. システム認定審査員は前記第1～3項の審査終了後にシステム認定審査報告書を作成し、当室に提出するものとする。

(審査員チーム編成)

第4条 当室は、システム認定審査員登録者リストから選任したシステム認定審査員をもってシステム認定審査員チームを編成し、チームリーダーを指名するものとする。

(認定審査の手続き)

第5条 システム認定申請者は、製品環境データ集積システム認定申請書(F-13)に基づいてシステム認定申請を行うものとする。

2. 申請を受理した当室は、前条に基づいてシステム認定審査員チームを編成しシステム認定申請者に提示し、同意を得るとともに、システム認定審査員チームリーダーを加えてシステム認定審査の実施計画を作成の上、事前調整を行い、円滑なシステム認定実施を図るものとする。

3. 前項の事前調整において、システム認定申請者から、提示されたシステム認定審査員に対する忌避がなされ、当室がこれを妥当と判断した場合には、システム認定審査員チームを再編成するものとする。

4. システム認定審査員チームは、審査終了後7日以内に、システム認定審査実施マニュアルに定めるシステム認定審査報告書を作成し、システム認定審査用書類一式とともに当室に提出するものとする。

5. システム認定審査員チームリーダーは、指定された日にレビューパネルに出席し、審査結果を報告しなければならない。

6. 当室は、レビューパネル終了後7日以内に判定結果をシステム認定申請者に製品環境データ集積システム認定判定結果通知書(F-14)により通知する。

7. レビューパネルが再審査または追加審査の判定を下した場合、当室は当該システム認定審査員チームに、速やかな対応を指示するものとする。

(認定単位および認定有効期間)

第6条 本システム認定は、企業または企業の製品事業体（以下、企業とい

う) ごととし、認定有効期間は3か年とする。なお、製品事業体とは本ラベルの製品分類基準（PCR）に対応した組織体をいう。

（内部検証員の保有）

第7条 システム認定申請者は、エコリーフ環境ラベルの検証を行う内部検証員（有資格者）を任命し、ラベル発行に当たっての内部検証を実施する体制を整えなければならない。なお、任命された内部検証員は、システム認定の有効期間中に、初回の更新の際は合計で6回以上、2回目以降の更新の際は合計3回以上の検証を行わなければならない。なお、新規に登録した時点より会計年の1ヵ年が6ヶ月に満たない場合に限り合計5回の検証実績で更新を認めることができる。

（外部検証の適用）

第8条 システム認定を得た者が、第10条による認定の一時停止中にエコリーフ環境ラベルを発行する場合には、外部検証を受けなければならない。

（変更届け）

第9条 システム認定を得た者は、認定有効期間中に大幅なシステム変更または、内部検証員に欠員が生じた場合には、製品環境データ集積システム認定変更(F-15)に基づいて、速やかに当室に届け出るものとする。なお、「大幅なシステム変更」とは生産拠点、生産方式、製品リサイクルの新規実施等に伴うシステム変更、または組織変更をいう。

（認定の一時停止等）

第10条 認定の消滅、一時停止または取り消し事由は以下のとおりとする。

1) 消滅

① 第6条に規定する認定有効期間の終了

2) 一時停止

① エコリーフ環境ラベル実施ガイドライン4.2.1に定める7システムのいずれかの欠如または第7条に定める内部検証員の欠員が判明した場合。

② 第6条に定める内部検証または製品環境データ検証規程第6条の要件の不履行が判明した場合。

③ 第9条に定める大幅なシステム変更時の届出不履行が判明した場合。

3) 取り消し

① エコリーフ環境ラベル実施ガイドライン4.2.1項(2)①

に該当する場合。

② 契約に基づくシステム認定料の支払いが履行されない場合。

(登録)

第 11 条 当室は、レビューパネルがシステムを認定した場合は直ちに当該システム認定申請者に製品環境データ集積システム認定登録証(F-16)を交付し、製品環境データ集積システム認定事業者登録リスト(F-17)に登録するものとする。

2. 前項のシステム認定事業者登録リストは当室ホームページ上に公開する。

付則 (改訂履歴)

本規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

本改訂は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

本改訂は、平成 18 年 7 月 7 日より施行する。

本改訂は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

本改訂は、平成 20 年 5 月 1 日より施行する。

システム認定様式1 (F-10-02) 製品環境データ集積システム認定審査員資格登録申請書

文書管理番号(対応規程番号): F-10-02 (R-05-05)

エコリーフ環境ラベル
製品環境データシステム認定審査員資格登録申請書 (兼登録通知書)

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室殿

私は、エコリーフ環境ラベル製品環境データシステム認定審査員資格登録を申し込みます。

なお、資格取得後は、エコリーフ事業室の求めに対して、製品環境データシステム認定審査の業務および/または同認定審査員研修講師の業務を、特別の事情がない限り応じることを誓約します。

署名

印

申請日

20 年 月 日

システム認定審査員研修受講日

20 年 月 日 ~ 月 日

申請者氏名(ふりがな)

()

申請者生年月日

19 年 月 日

申請者所属先(ふりがな)

所属先代表者名(ふりがな)

()

所属先所在地(ふりがな)

連絡先

電子メールアドレス

電話(固定・携帯)

F A X

郵送先

(上記所在地以外の場合)

殿

あなたより申請のありました製品環境データシステム認定審査員資格登録が認められましたので連絡します。登録証は別途送付します。

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室

記

製品環境データシステム認定審査員登録番号

20 -

製品環境データシステム認定審査員登録日

20 年 月 日

製品環境データシステム認定審査員資格有効期限

20 年 月末

(注) 本申請書1通を、署名・捺印、「審査員資格登録申請在中」朱記の上、エコリーフ事業室に郵送するとともに、同室(ecoleaf@jemai.or.jp)に電子送付(署名・捺印不要)のこと。

システム認定様式2 (F-11-02)

製品環境データ集積システム認定審査員資格登録証



登録証

エコリーフ環境ラベル
製品環境データ集積システム
認定審査員

氏名 ○○ ○○
 生年月日 ○○年○月○日
 登録番号 □□□□-□□-
 登録証有効期間 ○○年○月末日

上記の者は製品環境データ集積システム認定審査員であることを証する。

○○年○月○日

社団法人 産業環境管理協会
 Japan Environmental Management Association for Industry

印

会長 □□ □□ 印

Chairman □□□□ □□□□

システム認定様式3 (F-12-02) 製品環境データ集積システム要求事項

(1/7)

No.	タイトル	要求事項		備考 (解説)
1	一般 要求 事項	1-1 一般要求 事項	<p>1-1-1 組織は、この要求事項に従って、製品環境データ集積システムを確立し、文書化し、実施し、かつ、必要に応じて改訂し、維持すること。 組織は、次の事項を実施すること。</p> <p>A) トップマネジメントが、エコリーフ環境ラベル実施にあたっての方針・目的を設定する。 B) トップマネジメントが、管理層の中から管理責任者を任命する。管理責任者は与えられている他の責任とかかわりなく次に示す責任および権限をもつこと。 ① 製品環境データ集積システムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 ② 製品環境データ集積システムの実施状況及び改善の必要性の有無について、情報を収集し、必要な場合改善の指示を行うこと。 ③ 本システム運用にかかわるものに、エコリーフ環境ラベルに対する認識を高めることを確実にする。 C) 製品環境データ集積システムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。 D) 次の事項を含むエコリーフマニュアルを作成し、維持する。 ① 本システムの適用範囲。 ② 本システムについて確立された“文書化された手順”またはそれらを参照できる情報。 ③ 本システムのプロセス間の相互関係に関する記述 E) エコリーフ環境ラベル実施にかかわる業務遂行にあたり、関連する教育・訓練を受け、判断に必要な技能および経験をもつ要員を明確にし、配置する。 エコリーフ事務局により認定された内部検証員（1名以上、ただし、他の製品環境データ集積システムの内部検証員との兼任は妨げない）を配置する。</p>	<p>1-1で要求する内容の主なポイント</p> <p>① 方針の策定 ② 文書化 ③ 組織（責任・権限・役割分担…） ④ 改訂 ⑤ 7つのシステムへの対応 ⑥ 内部検証</p> <p>トップマネジメントとは、システム認定を受ける対象部門（企業・事業体など）の責任者をさす。</p>

No.	タイトル	要求事項		備考 (解説)
2	要求基準	2-1 情報・データの収集・加工の基準	<p>2-1-1 エコリーフ環境ラベル実施にあたり、対象とする製品について規定した PCR を基準とすること。</p> <p>2-1-2 エコリーフ環境ラベル実施に必要な情報・データの収集・加工にあたり、PCR の取り決め事項に従い、または各社の判断により負荷算出の前提条件・基準（シナリオ）を作成すること。</p>	
3	データ集積	3-1 製品情報・データ集積システム	<p>3-1-1 エコリーフ環境ラベル実施に必要な製品に関する下記情報・データを、完全性及び代表性を考慮して信頼性のある情報源から必要な時期に必要な精度で収集できる仕組みを構築し維持すること。</p> <p>A) 製品構成材料の材質 B) 製品構成材料の質量 C) 製品構成材料の加工・組み立てに関する情報 D) 製品仕様 E) 製品構成</p> <p>「7-2-2 記録の管理」を参照のこと。</p>	<p>信頼性のある情報源； 設計情報か、または設計情報とのつながりが明確な情報源をさす。設計・開発からのアウトプットデータ（本来はこちらが望ましい）が利用できず、製品現物を実測することにより左記 A)、B) のデータを収集する場合は、その手段と根拠を明確にすること（この場合は、No. 3 計測管理とも関連する）。</p> <p>必要な時期； ラベル作成時に常に最新版の情報が利用できることをさす。</p> <p>必要な精度； 構成材料の内訳（材質・質量）をどのレベル（精度）まで把握するかは、対象とするデータが全環境負荷または各ステージの環境負荷に占める割合や、別途定めるカットオフルール等の条件設定を考慮し、データ収集のための負荷を考慮して決定すること。</p>
		3-2 製造サイト情報データ集積システム	<p>3-2-1 サイトへの投入・排出量の把握 製品製造環境負荷を算出するうえで必要とされるエネルギーおよび物質の種類と量に関するデータおよび工程フローなどの情報を、完全性及び代表性を考慮して信頼性のある情報源から必要な時期に必要な精度で収集できる仕組みを構築し維持すること。 「7-2-2 記録の管理」を参照のこと。</p>	<p>エネルギー及び物質には次のようなものがある。</p> <p>A) 建物、作業場所及び関連するユーティリティー（電気、ガス、水道など） B) 製品を製造するために投入する原材料及び補助材料（製品として出て行かない溶剤など） C) 設備稼動エネルギー（電気・重油など） D) 支援業務（輸送、通信など）</p>

No.	タイトル	要求事項		備考 (解説)
3 続	データ 集積	3-3 物流/使 用/廃 棄・リサ イクル情 報・デー タ集積シ ステム	<p>3-3-1 物流データの把握 エコリーフ事務局支給の共通原単位を用いる場合は、製品およびその付属品・メンテナンス部品等に係わる下記の物流条件とデータを、設定したシナリオに基づき、完全性および代表性を考慮して信頼性のある情報源からのデータを基に設定できる仕組みを構築し維持すること。</p> <p>① 輸送手段 ② 輸送距離 ③ 積載率</p> <p>また、実測値を用いる場合は、製品およびその付属品・メンテナンス部品等に係わる物流のためのエネルギーおよび物質の種類と量に関するデータを、完全性および代表性を考慮して信頼性のある情報源から必要な時期に必要な精度で収集できる仕組みを構築し維持すること。</p> <p>3-3-2 使用・消費データの把握 製品の使用段階で消費されるエネルギーおよび物質の種類と量（付属品・メンテナンス部品を含む）に係わる条件とデータを、設定したシナリオに基づき、完全性および代表性を考慮して信頼性のある情報源から必要な時期に必要な精度で実測または推定できる仕組みを構築し維持すること。</p> <p>3-3-3 廃棄・リサイクルデータの把握 製品の廃棄・リサイクル段階で消費されるエネルギーおよび物質の種類と量（含む付属品・メンテナンス部品）に係わる条件とデータを、設定したシナリオに基づき、完全性および代表性を考慮して信頼性のある情報源から必要な時期に必要な精度で収集できる仕組みを構築し維持すること。</p> <p>「7-2-2 記録の管理」を参照のこと。</p>	<p>左記条件設定と実測データの把握（実測の場合は、No. 3 計測管理とも関連する）の仕組みには、下記のことを含む。</p> <p>① 実測の場合： 実測値とそのエビデンスの明示 ② 条件を設定する場合： 設定値とその根拠の明示</p>

No.	タイトル	要求事項		備考 (解説)
4	データ加工	4-1 集積データ加工処理システム	<p>4-1-1 集計データ加工処理</p> <p>情報・データ集積システムにより収集された情報・データをもとに、カットオフ・アロケーションの適用、およびデータ集積システムで設定したシナリオにそって原単位および特性化係数の選定・適用を適切に行い、エコリーフ環境ラベル実施ガイドラインに示す方法に従ってデータの加工処理を行い、ラベルを構成する下記3つのシートを作成するための仕組み（ソフトを含んでもよい）を構築し維持すること。</p> <p>① PEAD ② PEIDS ③ 製品データシート</p> <p>「7-2-2 記録の管理」を参照。</p>	<p>原単位・特性化係数は、原則としてエコリーフ事務局から支給するが、独自に作成することも出来る。</p> <p>その場合、原単位作成の根拠とその数値は検証（判定委員会の承認）の対象となる。</p>
5	計測管理	5-1 計測管理	<p>5-1-1 測定および測定機器の管理</p> <p>製品の定量的環境データ収集のために実施すべき測定を明確にし、その要求事項を定めること。また、そのために必要な測定機器を明確にすること。測定の要求事項との整合性を確保できる方法で測定が実施出来ることを確実にするプロセスを確立すること。</p>	<p>左記要求事項は、IS09001 認証を取得し、該当する計測器が、IS09001 の「7.6 監視機器および測定機器の管理」の対象である場合は、そのことをもって要求事項を満たしていると判断する。</p> <p>一般に計測の対象となると考えられるものは、</p> <p>① 製品 製品および構成材料の質量測定</p> <p>② サイト ・ 電力積算 ・ 排気 (SOX、NOX) ・ 排水 (COD)</p> <p>③ 物流 ・ 燃料消費</p> <p>④ 使用 ・ 消費電力</p> <p>等が考えられる。</p>

No.	タイトル	要求事項		備考 (解説)
6	内部 検証	6-1 製品環境 情報・デ ータ検証 システム	<p>6-1-1 内部検証</p> <p>組織は、公開予定のエコリーフ環境ラベルについて、次の事項が満たされているか否かを明確にするために、検証員1名以上5名以下の内部検証員により、各製品単位で下記基準に基づく内部検証を実施すること。</p> <p>① エコリーフ環境ラベルが、対応する製品分類別基準（PCR）に適合していること。</p> <p>② エコリーフ環境ラベルが、組織が決めたエコリーフ環境ラベルに関する要求事項に適合していること。</p> <p>③ エコリーフ環境ラベルが、エコリーフ環境ラベル実施ガイドラインに適合していること。</p> <p>組織は、検証を実施するにあたり、下記のことを考慮すること</p> <p>④ 検証員の選定および検証の実施においては、検証プロセスの客観性および公平性を確保すること。</p> <p>⑤ 検証員はラベル作成者とは独立した立場のものであること。</p> <p>⑥ 検証の計画および実施、結果の報告、記録の維持（「7-2-2 記録の管理」を参照）に関する責任、並びに要求事項を“文書化された手順”の中で規定すること。</p> <p>⑦ 検証された領域に責任をもつ管理者は、発見された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく処置がとられることを確実にすること。</p> <p>検証結果を、検証書類一式として検証終了後速やかにエコリーフ事務局へ提出すること</p>	<p>⑥の検証書類一式：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PEAD ・ PEIDS ・ 製品データシート ・ 製品の部品構成図 ・ フロー図 （ステージフロー図 / 製造フロー図） 内訳データシート （1, 2, 3） ・ 関連計算書 （インベントリ分析用） ・ 関連計算書 （インパクト評価用）

No.	タイトル	要求事項		備考 (解説)
7	文書 および記 録(デー タ)の管 理	7-1 製品環境 情報・デー タ補正シ ステム	<p>7-1-1 公開データの補正</p> <p>公開されたラベルのデータ補正の必要性を、以下の要件について監視・把握する仕組みを構築するとともに、補正の必要性有無の判断基準を設定し、必要性が認められた場合は速やかにデータ補正を実施し公開する仕組みを構築すること。</p> <p>A) 新製品の上市前の推定値（設計値および/または計画値）に基づいて公開したデータを、その後の実測値に基づくデータに変更する場合。</p> <p>B) 製造ラインの変更等により、データに変化が生じた場合。</p> <p>C) その他公開データに誤り、不足等が発見された場合。</p> <p>D) 第三者からの苦情が申し立てられたこと等に基づいて、エコリーフ環境ラベル登録者が補正に同意した場合。</p> <p>E) その他、エコリーフ事務局が適当と認めた場合。</p>	<p>初期のデータ算出の基となる条件・根拠の有無を監視する具体的な手段を設定し、その結果を判断し、照らして運用・維持すること。</p>
		7-2 文書・ 記録管理	<p>7-2-1 文書管理</p> <p>データ集積システムで必要とされる文書は管理すること。ただし、記録は文書の一種ではあるが、下記「記録の管理」に規定する要求事項に従って管理すること。</p> <p>次の活動に必要な管理を規定する“文書化された手順”を確立すること。</p> <p>A) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。</p> <p>B) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>C) 文書の変更の識別および現在の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>D) 該当する文書の適切な版が、必要などきに、必要などころで使用可能な状態であることを確実にする。</p> <p>E) 文書が読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>F) どれが外部で作成された文書であることを明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>G) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>7-2-2 記録の管理</p> <p>記録は、要求事項への適合およびデータ集積システムの効果的運用の証拠を示すために、作成し、維持すること。記録は、読みやすく、容易に識別可能で、検索可能であること。記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立すること。</p>	

No.	タイトル	要求事項		備考 (解説)
8	ラベル発行	8-1 エコリーフ環境ラベル発行システム	<p>8-1-1 エコリーフ環境ラベル発行に当たっては、以下の仕組みを構築すること。</p> <p>① 基準 発行にあたっての、評価基準を明確にする。</p> <p>② 体制 発行にあたっての最終決裁者、発行に至るまでの役割分担とその責任・権限を明確にし、管理する。</p> <p>③ 方法 発行までの手順、媒体を明確にする。</p> <p>これらの維持・管理は、「7-2 文書・記録管理」を参照。</p>	エコリーフ環境ラベル発行までを含むシステムの維持・管理（特にシステムに変更が生じた場合の変更管理）を支える組織体制

システム認定様式 4 (F-13-03) 製品環境データ集積システム認定申請書

文書管理番号(対応規程番号): F-13-03 (R-05-05)

エコリーフ環境ラベル 製品環境データ集積システム認定申請書 (兼申請受理通知書)

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室殿

下記製品事業体のエコリーフ環境ラベル製品環境データ集積システム認証を、必要書類を添えて申し込みます。

申請日 20 年 月 日申請者(企業)名 申請対象となる
製品事業体名称

(注) 製品事業体=エコリーフの製品分類基準(PCR)に対応した独立採算の事業体。

同上の主要所在地
(複数可) 申請対象製品(類)

対象製品(類)の事業規模 (従事者数[必須]および年間売上高[任意])

 人 円

(注) 従事者数には、直接製造部門のほかには営業、開発、事務等の間接部門を含む。

内部検証員氏名 および登録番号(1名以上) 申請代表者・役職

担当者(連絡先)

氏名 所属 電子メールアドレス 電話・FAX 連絡先住所

審査用添付書類

別添 (非電子書類: 有 無)

認証審査希望時期

 月 旬 (上中下)

特記事項

別紙 有 無

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室

貴社からの製品環境データ集積システム認定申請を受理しました。

申請受付日時 20 年 月 日 時 分

貴社からの製品環境データ集積システム認証申請は、別添理由により受理できませんでした。再検討をお願いします。

(注) 本申請書兼通知書は、エコリーフ事業室 (ecoleaf@jemai.or.jp) への電子送付を原則とする。電子送付が不可能な書類が含まれる場合は、その部分を別途郵送のこと。

システム認定様式 5 (F-14-02)

製品環境データ集積システム認定判定結果通知書

文書管理番号(対応規程番号) : F-14-02 (R-05-05)

20 年 月 日

**エコリーフ環境ラベル
製品環境データ集積システム認定判定結果通知書**

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室

--

印

貴社より申請のありました下記のエコリーフ環境ラベル製品環境データ集積システム認定につきまして、レビューパネルは以下の判定を行いましたので、ご連絡いたします。

判定日 20 年 月 日

判定結果

 貴申請のとおり、システム認定の取得を認めます。

 登録対象となる
製品事業体名称

--

登録対象製品(類)

--

登録内部検証員氏名・登録番号

--

システム認定登録番号 20 - システム認定登録有効期間 20 年 月 日 ~ 20 年 月末

(システム認定登録証は後日発行します。)

 下記の理由により、貴申請を認めないことに決しました。
別紙 有 無

--

(備考)

本判定結果に対する異議、質問等は、本通知受領後10日以内にエコリーフ事業室(ecoleaf@jemai.or.jp)までお願いします。

システム認定様式6 (F-15-02) 製品環境データ集積システム認定変更届

文書管理番号(対応規程番号): F-15-02 (R-05-05)

**エコリーフ環境ラベル
製品環境データ集積システム認定変更届 (兼変更届受理通知書)**

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室殿

下記のエコリーフ環境ラベル製品環境データ集積システム認定内容に変更が生じましたので届けます。

届出日	20 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
届出者(企業)名	<input style="width: 100%;" type="text"/>
システム認定登録番号	20 <input type="text"/> - <input type="text"/>
同登録有効期間	20 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ~ 20 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月末
届出代表者・役職	<input style="width: 100%;" type="text"/>
担当者(連絡先)	
氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>
所属	<input style="width: 100%;" type="text"/>
電子メールアドレス	<input style="width: 100%;" type="text"/>
電話・FAX	<input style="width: 50%;" type="text"/> <input style="width: 50%;" type="text"/>
連絡先住所	〒 <input style="width: 100%;" type="text"/>

届出内容 別紙 有 無 (届出企業名) (担当者)殿 経由(届出代表者)殿

製品環境データ集積システム認定内容の変更届出を受理しましたのでご連絡いたします。必要な場合には、貴社と協議することとします。

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室

届出受理日 20 年 月 日今後の協議(○印) 不要です。 下記の理由で必要と判断します。別紙 有 無

システム認定様式7 (F-16-02) 製品環境データ集積システム認定登録証



認定登録証

エコリーフ環境ラベル
製品環境データ集積システム

社名 ○○○○株式会社
 製品事業体 □□□□
 型番 ○○○-○○
 登録番号 □□□□-□□
 認定有効期間 ○○年○月末日

上記の組織が、エコリーフ環境ラベル発行のための製品環境データ集積システムを保有していることを証する。

○○年○月○日

社団法人 産業環境管理協会
 Japan Environmental Management Association for Industry

印

会長 □□ □□ 印

Chairman □□□□ □□□□